

# 中国文化財返還運動 を進める会 ニュース

NO. 12

中国文化財返還運動を進める会 <https://cbunkazaihenkan.com/>

2026/3/17

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬法律事務所 / TEL. 03-3501-5558 / Mail: info@ichinoselaw.com

\*本会にぜひ入会を！ カンパを！ 郵便振替：00120-7-636180（中国文化財返還運動を進める会）  
正会員年会費（個人）1000円・（団体）3000円／賛助会員（個人・団体）1口1000円（1口以上）

## 2025.10.31 日中国際研究集会 「皇居に隠された中国の国宝」開催



当日は、陳文平さん（左）と五十嵐彰さん（右）が講演



中国からも多くのオンライン参加があった（大連の人たち）

2025年10月31日（金）上海大学と中国文化財返還運動を進める会の共同主催による日中国際研究集会「皇居に隠された中国の国宝」を無事に開催いたしました。当日は、会場におよそ100名、オンラインにも日中両国から多くの方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

中国側からは上海大学中国海外文物研究センターの段勇主任が、日本側からは進める会の共同代表である東海林次男氏が、それぞれ主催者挨拶を行いました。

上海大学中国海外文物研究センターの陳文平氏は、文化財の追跡と返還が国際社会の重大な課題であること、並びに中国が世界で最も文化財の流出が深刻な国

の一つであることを強調しました。また、唐鴻臚井碑の中国における歴史的・文化的価値や、日本へ流失した経緯を説明しました。欧米では、植民地支配を背景とした流出した文化財の返還をめぐる動きが活発化する中、日本政府に対しても、この世界的潮流に注目し、それに沿って積極的に関与してほしいと呼びかけました。

進める会の共同代表である五十嵐彰氏は、終戦前後に陸軍中枢機関などで大量の公文書が組織的に焼却され、戦争犯罪の証拠隠滅が図られた事実を、市ヶ谷や大橋遺跡からの出土資料を基に指摘しました。さらに、収奪された文化財（戦利品）のうち、GHQ指示下で



一部が返還されたものの、多くの文化財が未だに日本国内に留められている実態を、具体的な事例を挙げて示しました。最後に、「私たちの責務」として、戦時・植民地期に不当に奪った文化財を本来の場所に返す必要性を強調。これは、自らの歴史認識を根底から改め、「返して欲しい」という本来の持ち主からの要求に答えることであり、「人間としてなすべき責務」である

と結びました。

大連714志願会の姫巍氏は、新たに発見された日清戦争後に日本へ流出した文物：金州城北門の扉（金州鎧門）、海城市の4つの城門の扁額、大連湾和尚島中砲台の扁額、旅順の老蛎嘴にあって、現在靖国神社の境内にある「震出東方」の石額、旅順の北洋水師海軍公所にあった扁額、及び山東省威海市の劉公島北洋海軍公所門前にあった旗竿を紹介しました。

また、集会では中国民間対日賠償請求連合会の崔宝娟氏が特別発言を行い、故・童増会長が対日請求運動や文化財返還運動をはじめ、日中友好活動に注いだ多大なご尽力を偲びました。

最後に、進める会共同代表の藤田高景氏が閉会の挨拶を行いました。

なお本集会には、立憲民主党の川内博史衆議院議員、社会民主党のラサール石井参議院議員と服部良一幹事長、れいわ新選組の上村英明衆議院議員が参加し、それぞれご挨拶をいただきました。

(張瑞参)

## 「唐鴻臚井碑」の返還問題に関する 要望書を外務省に提出

中国文化財返還運動を進める会は、昨年10月16日に衆議院第二議員会館にて、外務省職員の参加を得て岩屋毅外務大臣宛の「唐鴻臚井碑」の返還問題に関する要望書を提出した。この日は社民党の福島瑞穂さん、服部良一さんも同席し、10月30日の日中共同集会を前に中国から訪日された上海大学中国海外文物研究センター主任の段勇さんと、中国文化財返還運動を進める会のメンバーを交えて、以下のように外務省に対して「唐鴻臚井碑」の返還を求めた。

冒頭、本会の一瀬敬一郎氏から、これまでの「唐鴻臚井碑」に関する政府関係省庁（外務省、宮内庁など）への申し入れ、意見交換の経緯などを説明した。

今回本会が提出した「唐鴻臚井碑」に関する要望の趣旨は、以下の通り。

(1) 外務省は、適切な外交活動を実行するために行う在中国の大使館や総領事館などの在外公館による情報収集活動を通じて、「唐鴻臚井碑」が本来あった場所である中国遼寧省大連市旅順口の住民の「唐鴻臚井碑」返還を求める声が極めて大きく、かつ中国政府も「唐鴻臚井

碑」の返還を日本に求めていることを把握・認識すべき。外務大臣は、これらの情報収集活動の諸成果を踏まえて「唐鴻臚井碑」の原産地への速やかな返還を実行することが日中間の平和的友好関係の確立にとって特別に緊要な課題である旨を、意見として内閣総理大臣に具申するべき。

(2) 外務省は、上記(1)に述べた情報収集活動の一環として、①関係省庁（防衛省や宮内庁を含む）の協力を得て「唐鴻臚井碑」が日本に運び込まれた来歴を調査して、「唐鴻臚井碑」をこれ以上に日本で保管し続けることは著しい不正義であることを把握・認識すること。②中国上海大学が出版した『唐鴻臚井碑 文献資料総匯』に収録された諸資料の検討を通じて「唐鴻臚井碑」の原産地である中国遼寧省大連市旅順口の住民の「唐鴻臚井碑」返還を求める声が極めて大きく、かつ中国政府も「唐鴻臚井碑」の返還を日本に求めていることを把握・認識すること。

段勇さんからは、2024年が鴻臚井碑の誕生から1310周年にあたる節目の年であったことから、それを記念し

て資料集を作成した。この資料集では、中国側だけでなく日本側の資料も幅広く取り入れ、写真、文献、碑文の記録などを含めて編集していること、特に公文書に関しては、鴻臚井碑がどのような経緯で持ち出されたのか、その過程を裏付ける資料を収録し、日本が日露戦争終結後の1911年ころから中国で行われてきた研究成果に加え、日本の研究者による論文も4本掲載している。日中双方の研究者の視点から、この碑がいかに高い歴史的・学術的価値を持っているかを明らかにするとともに、現在の大連市民が返還を願って、どのような活動を行っているかについても紹介している。

また、鴻臚井碑の移動は日露戦争後に行われており、日中戦争の結果ではないゆえに、もし日本政府が返還に向けた具体的な行動を示されるならば、それが日中両国の友好関係を次世代へと繋ぐ大きな一歩になると確信している、と述べた。

本会の五十嵐彰氏からは、鴻臚井碑について、会がスタートした時点から、極めて重要な目標として掲げている。しかし、鴻臚井碑が皇居の中にあって、誰にも簡単には見ることができない現状が会の活動において非常に大きな支障となっていること、また、本来であれば国民の財産である以上、国民の誰もがみられる状態にあるべきで、さらに「中国の国宝」ともいえる文化財である本件鴻臚井碑を中国の方々が自由に見られるようにすることが非常に重要だと述べた。

続いて瀨藤厚氏が、この問題を外務省内で検討する、いわゆる「チーム」のようなものを作る可能性がどこまであるのか、担当の課や部局が明確になっていない状況

と推察するが、いまこそこの大きな問題を外務省が「日中平和友好の促進」という、外交関係改善のための一つの重要な手立てとして位置づけ、歴史の問題であるだけでなく、これからの日中関係、そして未来を切り開くために真に取り組むべき課題だと話した。

最後に段さんから、ここ10年間、欧米諸国における文物返還への姿勢が劇的に変化していることをふまえるべきである。例えば2017年、フランスのマクロン大統領が文物返還に関する演説をした、2018年には、ドイツ政府が国内博物館の植民地支配に由来する文物に関する白書を発表した、2019年にはオランダ国立博物館も、所蔵する植民地由来の文物について、全リストを公開するための調査を開始した。さらに、アメリカのスミソニアン協会やオーストラリアの博物館も、同様の研究調査に着手していること、上海大学の研究センターも、これらドイツ、オランダ、オーストラリアの関連研究に参加してきたこと。このような背景があって、中国も鴻臚井碑の返還を要望していると述べた。

そしてこれは、単なる戦争の結果という枠組みに留まるものではなく、何よりも中国にとってこの鴻臚井碑が持つ歴史的価値が極めて高いという点を強調するとともに、保管されている碑の現状を知るうえで、写真の撮影を要望した。

なお、外務省（中国・モンゴル第一課）の方からは、国有財産としての鴻臚井碑は宮内庁の管轄、対政府関係についてはこれから確認するとの返答にとどまった。

（大賀英二）

## 追悼——童増さんが残した《中国民間運動》を考える

—瀨敬一郎



童増さん

(1) はじめに

昨年10月23日、2018年以降本会と深い関係を持ってきた中国の童増さんが北京で病気のために亡くなった（1956年6月～2025年10月、69歳）。彼は各方面の対日問題で影響力を発揮した独創的な

研究者であり、かつ優れた民間運動家だった。彼の有名な運動は「対日賠償請求」「釣魚島防衛」だが、本会が取り組む「文化財返還」運動でも指導的な旗振り役を担ってきた。

童増さんは本会が主宰して東京で行った集会にも何度かオンラインで発言して戴いたことがあるし、2023年8月に本会が行った遼寧省視察（海城市、大連市・旅順口などを訪問）の際には大連で「文化財返還運動」の運動方針について有意義な意見交換を行い、本会の活動方針の形成にも大きな影響を及ぼした人物だった（この内容は後述）。

また本ニュースの読者には必ずしも知られていないと思われるが、実は童増さんは本会の発足自体に大きく寄与した人物だった（この点も後述）。

童増さんが関心を持つ領域は広範囲に及び、病気のことがなければ更に20年は活動を続けることができただろうと思うと、残念の一言に尽きる。

以下では、「対日賠償請求」運動を含む童増さんの足跡の概要と童増さんが本会メンバーに語った中国での民間運動論などを紹介して追悼の言葉にかえたい。



1992年に「中国民間対日賠償請求連合会」を設立した時の7名の発起人たち（北京。右から3人目が童増さん）

## (2) 童増さんの略歴

### ①生まれ・学歴・職歴

童増さんは四川省〔当時〕重慶市で生まれ育った。文化大革命の時代だったので肉体労働や代用教員の経験などを経た上で1978年9月22歳で同省成都市の四川大学経済学部に入學した。1982年に大学を卒業して北京の政府系の職場（化学工業部〔当時〕の幹部進習学院）に配属された。また在職中〔1984年1年間〕国務院経済法研究センターが北京大学で開催した「経済法専修クラス」で学び、1985年は化学工業部の党政幹部に法学概論を講義した（この時期に1972年の中日共同声明5条の戦争賠償放棄の意義を考察した）。1986年に北京大学法律系（経済法修士課程）に入學し1989年に卒業した。

### ②中国人戦争被害者の対日被害賠償請求を目指す活動

童増さんは1990年に論文「欧州による被害賠償提起が中国に与える示唆」を執筆し、これを「中国による日本への『被害賠償』要求は一刻の猶予も許されない」に改稿した。

童増さんは改稿した論文の中で、《政府の対日戦争賠償》と《戦争被害者（民間人）の対日被害賠償》を区別し、日本が1931年から1945年までの間に中国に対する侵略戦争でもたらした損害賠償額は前者の戦争賠償が1200億ドルで、後者の民間賠償が1800億ドルになると指摘（総額は合計約3千億ドル）。そして中日共同声明との関係では、同声明5条が放棄したのは前者だけであり後者は放棄されていないことを主張した。

童増さんは1990年8月に北京化工管理幹部学院法学教研室主任の職を辞して中国民間対日賠償請求の研究に打ち込み、翌1991年2月に北京市内の全国人民代表大会の信訪局に「対日賠償請求」を求める「万言書」を提出した（童増さんの書いた万言書の内容を同年3月と4月香港の『明報』が掲載し、同年5月『法制日報』も掲載。また同内容の日本語訳は『季刊中国研究』21号〔中国研究所、1991年9月〕に掲載されている）。

それ以降、童増さんのもとには中国人戦争被害者から

万を超す大量の対日賠償請求を求める手紙が届くようになり、また多数の面会者の戦争被害者が面会を求めてやって来るようになった。6月から童増さんは自分がやりたい対日賠償請求の研究と運動を進めるために北京の老齡問題委員会科研センターで働く道を選んだ。

8月には、童増さんは108名の仲間と共に日本大使館を通じて「日本政府に中国侵略戦争の犠牲者への謝罪と賠償〔1800億ドル〕を求める損害賠償請求書」を訪中した日本の海部俊樹首相宛てに提出した（これは中国の民間人が訪中した日本首相に謝罪と賠償を公式に要求した初めて出来事だった）。

このように童増さんは1990年、91年の体験を経て研究活動の枠を超え現実の対日民間賠償の運動に深く関わるようになった。

その後1992年3月童増さんの働きかけの下で安徽省と貴州省の全人代代表が「対日賠償請求に関する議案」を全人代の会議に提出した。また同月童増さんは全人代法律委員会に「中華人民共和國民間対日被害賠償請求法」の初稿を提出した。

1992年以降の対日被害賠償請求を目指す童増さんの活動を具体的に書くことは長くなるので本原稿では無理なので省く（ちなみに童増さんは1992年に「中国民間対日賠償請求連合会」を設立した）。

なお1996年からは童増さんは香港の民間団体運動の影響を受け釣魚島防衛を目指す新たな民間団体を結成しこの領域の民間運動にも取り組み始めたことを記しておく。

### ③解雇と起業を経て終生民間運動を続ける

1998年8月童増さん（42歳）は取り組んでいる民間運動（対日被害賠償請求と釣魚島防衛）を理由に老齡委の仕事了解雇された。

翌 1999 年 7 月童増さんは大学時代の同級生の支援を得て「中祥投資有限公司」を設立した。童増さんは 2025 年 10 月に亡くなるまで設立した会社をさまざまな民間運動の《場》として活用し、また提供し続けた。

#### ④私も「対日賠償請求」運動でお世話になる

実は私も童増さんに「対日賠償請求」運動の領域でお世話になった一人である。具体的には私は 1996 年頃から細菌戦被害者の「対日賠償請求」運動【最初の提訴は 1997 年】で童増さんと連絡をとってお世話になり、また 2000 年代初めから重慶大爆撃被害者の「対日賠償請求」運動【最初の提訴は 2006 年】でも童増さんにお世話になってきた。童増さんは重慶の出身で成都の四川大学で学んだ方なので、特に重慶大爆撃被害者の方々は財政支援も含めていろいろとお世話になっていたようである。

#### (3) 日本に「中国文化財返還」運動を提起した童増さん

童増さんは、ひと言でいうと、日本で文化財返還運動がスタートするきっかけをつくってくれた方だった。経過は次の通り。

即ち私は 2017 年 12 月末に受任している「重慶大爆撃事件」の裁判報告のために、原告がいる四川省の数都市（成都・乐山・自贡）を訪ねて回り、最後は大晦日 12 月 31 日に重慶に着いて元旦を重慶で迎えた。

その 2018 年元旦、私は重慶の原告団の方々と食事を兼ねた交流の場を持ったが、そこに旧知の童増さんの使いとして童増事務所スタッフの孟惠忠女史と崔宝娟女史の二人が重慶までやって来て、私に「皇居にある唐鴻臚井碑」（日露戦争の戦利品として旅順から略奪された石の碑）の返還運動への協力を要請した。

私はその時点では「唐鴻臚井碑」について何の知識も持っていなかったが、日露戦争に絡んでいることに強い関心を持ち、同年 9 月に私は大連市旅順口を崔女史と一緒に訪問し、地元市民と「唐鴻臚井碑」の返還問題について意見交換した（その時は童増さんの意向もあり日本での返還訴訟提訴を視野にいれていたもので、旅順市民何十名から返還訴訟の委任状を集めたことを記憶している）。

その後 2019 年は私的な事情（連れ合いの病状進行と同年 8 月の死去）で「唐鴻臚井碑」返還の問題に取り組む余裕がなく、更に同年暮れから 20 年にかけては新型コロナ禍に突入した。こうして私の「中国文化財返還」運動への取り組みは一時ストップした。

しかし 2021 年の始め、童増さんの同志の王錦思さんが日清戦争の戦利品である「石獅子」の返還を求める文

書を靖国神社に送付したことが中国の新聞に掲載されたことを知り、私は「中国文化財返還」運動を仲間を募って始めることにした。未だ新型コロナ禍が収束に向かったとも言えなかったが、私たち有志は 2019 年、2020 年の 2 年間のブランクを乗り越えて靖国神社（3 月）や山縣有朋記念館（6 月）を訪問し日清戦争の戦利品として中国から略奪された「石獅子」を視察する活動を行い、これを梃子に同年末にやっと本会を立ち上げ、翌 2022 年から 2025 年まで 4 年間年 2 回の集会を計 8 回開催して現在に至っている。

童増さんは当会主催の年 2 回の集会にも複数回オンラインで参加された（2021 年 11 月 19 日の集会和 2023 年 11 月 11 日の集会に童増さんはオンラインで参加されて発言されている）。また当会が 2023 年 8 月に実施した第 1 回訪中ツアー（遼寧省の海城市及び大連・旅順への文化財視察ツアー）にも大連で合流し「今後の中国文化財返還運動の方針討議」に参加された（この時の討議内容は後記（4）で述べる）。

その討議での童増さんの提起で実行されたのが、中国文化財返還を目指す「日中民間共同宣言」の発表と署名運動の開始である。

このように童増さんは日中の「中国文化財返還」運動の土台作りに寄与し、更に結成後の本会の活動においても具体的な運動方針において大きな貢献を果たした。

#### (4) 童増さんとの意見交換の内容

前述の通り本会は 2023 年 8 月 17 日午前中、大連で童増さんと「中国文化財返還」運動の進め方をめぐって意見交換したが、その中では 1990 年代から 30 年間の童増さんの民間運動の経験が話された。その経験は「中国文化財返還」をめぐる日中間の連携のあり方に貴重な示唆を与えるものなので、以下では童増さんが語った内容を紹介して今後の我々の返還運動の進め方に関する一助としたい。

童増さんは 1992 年につくり長く代表を務めてきた「中国民間対日賠償請求連合会」について次のように語った。

「私は、1991 年に全人代に対日民間賠償請求に関する建議書を提出し、翌 1992 年に民間賠償を求める民間運動の団体として『中国民間対日賠償請求連合会』を立ち上げました。その時は登録せず 15 年後の 2007 年に香港で団体登録しました。私は昔は政府系の職場で働いていたので良く分かりますが、中国では団体を政府に登録すれば当然その団体の活動は政府からコントロールを受けます。政府からソレはやめなさい、アレもだめと言われ自由に行動できなくなります。連合会を香港で登録したのも政府からコントロールされないためです。」

「私は1990年代から現在まで約30年間民間運動を続けてきて、その間に政府からは貴方の組織は違法だと何回も警告されてきましたし、私自身が10回以上身柄を拘束される等の弾圧を受けました。それでも私はメディアに自分がやっている民間運動の情報を絶えず発信してきました。中国のメディアが無視すれば海外のメディアを利用して自分の運動を中国内に伝えるように工夫してきました。」

「また私は政府と積極的に何度もコミュニケーションを交わし続けてきましたので、徐々に政府の側も私のやり方に慣れるようになりましたし、中国の政府系のメディア新華社とか人民日報とかも私や連合会の活動を報道してくれるようになりました。」

「連合会は今も中国政府に登録していません。しかし連合会は中国政府が事実上存在を認めている唯一の民間団体になっています。」

《筆者のコメント》

中国人の戦争被害者が最初に対日賠償請求の訴訟を日本で起こした1995年8月当時、中国政府は中国公民が原告になって日本の裁判所に裁判を起こすこと自体に強い警戒感を持っていた。だから政府は対日訴訟を支援するグループをつくって民間活動をする童増さんにも警戒感を抱いていた。童増さんに聞いた話によると、1995年8月童増さん等が北京で対日訴訟の原告団や支援者などと会合を開いていると、部屋の電気が消されたり警察が部屋に踏み込んでくるような妨害行為が実際にあったという。

こういう事態になるのはなぜかという、そもそも中国社会では民間人が屋内で集会を開く自由自体が認められていないし、また民間団体を結成する自由も認められていないからである。

日本では戦後補償裁判の文脈の中で普通に何々裁判の「原告団」という言葉を使う。しかし中国ではもともと裁判の「原告団」という団体を結成する自由はない。原告個人が複数集まれば、社会的存在として原告の集団が実在することになるからそれを称して「原告団」と中国でも呼ぶことがあるが、それはその限りでのこと。だから訴訟が終わると「原告団」という表現は使えなくなる。

童増さんは、中国人の戦争被害者が原告となって対日請求訴訟を起こして裁判闘争を継続することを支援するために「中国民間対日賠償請求連合会」という団体を結成したが、政府はそういう団体は認めない。童増さんの先の発言には現在の中国社会の特異な実態を踏まえた特異な体験が述べられているわけである。

(5) 童増さんの信念・人柄など

童増さんの長い対日民間賠償請求の活動を支え続けた原点は「日本侵略戦争による犠牲者たちが放置された状態にあることへの怒り」だった。その「怒り」をバネに童増さんは日本侵略戦争の責任を負う日本の政府・企業に対する対日民間賠償請求の闘いに中国の戦争被害者が立ち上がることを促し、その闘いを全力で支援し続けた（周知の通り中国人の戦争被害者が最初に対日賠償請求の訴訟を起こしたのは1995年。6月に花岡強制連行強制労働事件の裁判が東京地裁に提訴され、8月に南京・731部隊・無差別爆撃の件も東京地裁に提訴された）。

童増さんは、多くの困難や圧力に直面しながらも「戦争被害者の正義と尊厳の回復」を生涯不変の使命とし、その信念を貫き続けた。

本会のメンバーが良く知る崔宝娟さん（彼女は童増さんの会社で2017年から働いてきた）に童増さんが亡くなった後で質問したことがあるが、彼女は童増さんは「我慢強い」「大胆で楽天的」「金儲けは得意だが貯金は下手」「愛国者」という回答だった。崔さんの回答は（金儲けに関することは分からないが）私の印象と合致するものだった。

最後に一言。

世界は童増さんが亡くなった後も、2026年冒頭からアメリカのトランプ大統領の暴挙がベネゼラでイランで繰り広げられている。他方、童増さんが注視し続けて来た日本政府は、2025年10月高市早苗氏が首相となり2026年2月の総選挙で自民党は316議席を取って「日米共同作戦計画」にそった対中国戦争準備にはますます拍車がかかり長射程ミサイルの配備が進められている。「大胆で楽天的」な童増さん、暫く地上の争い（戦争）の行方を監視し続けて下さい。常に厳しく地上の私たちを叱咤激励して下さい。



(左から) 崔宝娟さん、殷燕軍さん、童増さん、一瀬敬一郎、吉田邦彦さん (2024年8月14日、童増さんの会社のオフィスにて)